



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「風景」は雑誌ではない : 山村暮鳥と詩雑誌『風景』
Author(s)	竹本, 寛秋
Citation	雲, 15, 2-8
Issue Date	2010-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44206
Type	journal article
File Information	c lou.pdf



「風景」は雑誌ではない——山村暮鳥と詩雑誌『風景』

竹本 寛秋

1 はじめに

「風景」は雑誌ではない」これは、『風景』という雑誌（一般的な定義で言えば）に対して山村暮鳥が繰り返し言及する言葉である。

暮鳥は、『風景』を「雑誌」ではなく「すべての意味に於て日本唯一の詩歌集」であると述べる。「詩雑誌」のあり方に対する挑戦の意識が、山村暮鳥にそうした発言をさせていると考えられる。既存の「雑誌」概念を超えたものとしての『風景』——それが暮鳥の狙いであると考えられるのだが、その実現は、現実には様々な障害との葛藤の中で行われざるをえない。

本論は、『風景』の刊行における諸問題を分析することで、「詩」の「雑誌」を発行することの力学、そしてまた、その際に必然的に浮上する「掲載する詩を選ぶこと」「詩を選ぶのは誰か？」をめぐる問題について、検討を行うことを目的としている。ここにおいて目指されているのは、『風景』をめぐる書誌学的な検討ではない。そうではなく、『風景』刊行に関連する言及の分析である。それを通して透けて見える、詩雑誌刊行における問題と、「詩の評価」の問題を明らかにすることが目標である。

2 雑誌運営に関わる諸問題

雑誌運営に、経済的な問題は必然的に起こってくる。雑誌発行のために資金をどのように得て、また、雑誌の継続的な発行のために、どのように資金調達のサイクルを確立するのか。

「投稿作品」をメインのコンテンツと位置づける「雑誌」の場合、そこで重要になってくるのが、「掲載作品の選考」である。誰の作品を載せるのか、その作品は選考なしで載るのか、誰かが選考するのか、選考するとすれば誰がするのか、同人組織にするとすれば同人となる資格を何にするのか、投稿を受け付けるとすれば投稿資格をどう設定するか、こうした諸々の「掲載に至るルール」は、その雑誌の性格を決定する極めて重要な要素である。そしてこの「ルール」は、すなわち雑誌の経営に跳ね返ってくる。下世話な話で恐縮だが、高い社費を払い、多くの作品を編集部に送っているにも関わらず、その作品が全く載らないという状況が続けば、その書き手は社費を払うのをやめるかもしれない。この「ルール」が雑誌運営に資金を提供する人々に、一定程度の満足を継続的に与えることができれば、必然的に雑誌への資金提供は低下していくだろう。その意味で、雑誌における

「掲載作品の選考」と雑誌の経営は、ダイレクトにリンクしている。もちろん、「掲載作品の選考」がどのくらい経営に影響するかの比重は、その雑誌の性格により異なることになる。しかし、読者層が限定され、なおかつ、読者＝投稿者の割合が高くなればなるほど、「掲載に至るルール」が重要になると、おおよっぱには言うことができる。『風景』はその意味で、「投稿」に頼る比重の高い雑誌であり、ここにおける「投稿ルール」は雑誌の性格を決める極めて重要なファクターであると考えられるのだ。

文学的事象を語るために、こうした、いわば「文学的とはいえない」ことを論ずることに違和感を感じる読者もおられるかもしれない。しかしながら、「詩雑誌」の誌面に自分の詩が載るということは、その詩がある意味で「評価」されたことを示すことになる。そのため投稿者は、誌面に自身の作品が載ることに「価値」を見いだす。これは極めて当たり前のことだが、ここには既に「詩の評価」をめぐる複雑な関係の発動があるのである。私はこの論において、『風景』を軸に、そこにおける「詩の評価」をめぐる関係性をあぶりだしたいのである。

『風景』という雑誌は、極めて短い期間で、「投稿に関するルール」を頻繁に変えている。そのことは、確かに雑誌の資金繰りの問題であることは確かなのだが、それにとどまらず、詩を評価する者としての山村暮鳥の「評価観」にも関わる問題だと考えられるのだ。

3 『風景』運営のめまぐるしい体制変更

山村暮鳥は、大正二年十二月『詩歌』に「長詩小曲通信教授」と題し、「新詩研究社」の広告を出す。ここにおいては、「美装せる詩集（雑誌にあらず）を発行す」と記されており、暮鳥は、詩の批評添削と同時に、「優秀な創作」を集めて出版することを念頭に置いていたことがわかる。ここでいわれている「詩集（雑誌にあらず）」が即ち『風景』であると断定的に言うことはできないが、大正三年六月『風景』第二号の「風景」は雑誌ではない」という言葉とつきあわせて考えるならば、『風景』が、新詩研究社広告の「美装せる詩集（雑誌にあらず）」と理念を同一にするものであるということが言えよう。

ただし、暮鳥は『風景』発刊に際して、大正三年四月の『詩歌』に以下のような社友募集の広告を出している。

芸術を玉のごとく愛し、芸術にわれみづからの生命をいつくしまんとする人々のため、世に敬虔なる新しき自己表現の機関として上記の（広告では、「風景」という文言が上部に入っている…引用者注）月刊文芸雑誌を発行す。
創刊号五月一日。

汎く天下に社友を求む。

福島県平町搔槌小路

新詩研究社

この広告では、「汎く天下に社友を求む」と書かれ、添削云々といった文言は記述されていない。即ち、従来新詩研究社に参加したのとは違う層、添削を前提としない参加者にも開かれた募集になっていると読める。ただ、この段階での「社友」は、「社費」を納めることによって『風景』への投稿資格を得るというシステムになっており、毎月の投稿数に制限がかけられていたと考えられる。³

こうして大正三年五月に創刊された『風景』の体制は、しかし、わずか三ヶ月後の大正三年八月に「同人組織」へと改変されるのである。

約束を改めて同人組織となし、その作物以外のものは掲載せぬことにした。同人は寄稿無制限。そして社費は毎月一円以上（カハセにて）を納めなければならぬ。かうして「風景」は益、結晶し、発光するのである。⁴

この決定は「維持困難の結果」行われたと、暮鳥は岩井緑汀宛のはがき⁵に記している。「同人組織」とすることで、同人の範囲を固定し、発行への資金の安定的な確保をめざしたと言っているだろう。

しかしながら、そのさらにわずか二ヶ月後の大正三年十月、暮鳥は「普く一般の投稿を歓迎し、その優秀なるものを選抜掲載する」ことを発表するのである。同時に同人の入会窓口として、仙台、東京、大阪、京都、前橋といった複数の都市に「支社」を置くことを告知し、同人ごとの刊行物「風景叢書」発行を発表する。⁶

このようなめまぐるしい体制変更の原因は何か。そこにあるのは、暮鳥の描く『風景』の理念と、発行を維持するための経済状況の葛藤と言っているだろう。

『風景』が、「雑誌にあらず」とは、具体的にどのようなことを指すのか。それは、投稿雑誌の選評などでの暮鳥の発言から考えることができる。暮鳥は、大正二年から雑誌『秀才文壇』の選者をつとめているが、優秀な作品が「六号活字の、それも気のぬけたやうな骨董品の文字の間にみすばらしく掲載される運命」を嘆いている。⁷また、時期は下るが、投書された詩を「余白」へ詰め込むことや「紙質の粗悪」が雑誌を「安ッぽく」することを嘆いている。⁸新詩研究社の「通信教授」での記述においても、「美装」で刊行するという告知があるように、暮鳥には、送られた詩を、装丁や活字、紙質や余白といった物質のレベルでできるだけ美しく掲載したいという願いがあり、その意味で差別化された場として『風景』を位置づけていたということがわかる。そのことは、『秀才文壇』に投書された詩の中で優秀なものを『風景』に掲載したいという発言からもうかがえる。⁹「風景」はすべての意味に於て日本唯一の詩歌集なり」という自負は、そうした文脈で解釈されるべきものののだ。

そうした理念の元に、いかに発行を維持する資金を調達するか。実際に雑誌を刊行する

場合にはそこが問題となる。『風景』の頻繁な規約変更は、そのための試行錯誤と言えよう。

『風景』刊行当初の社友経営を暮鳥は、「惨憺たる同志経営」と形容し、社費を滞納しないであほしいこと、社費を滞納した場合、『風景』を送らないことを述べる。同時に、お金を提供することと、作品が載ることは別問題であると告げるのである。

「風景」は営業品ではない。わたしの作を何号何頁のせてくれれば何十円だすと言ふのがある。僕を選者にしてください毎月発行費の半位はどうかすると云ふのがある。いづれもあり難いけれど、馬鹿もの！何の未練もなく断つた。」

ここで暮鳥は、資金の対価として詩を掲載することへの拒絶を表明している。そして「社友諸君。百首の短歌が二三首にのこり、十章の長詩が一つとなつても、諸君はうれしからうと思ふ」と述べる。暮鳥は、誌面と金銭に関係性を持たせることそれ自体を拒否しているといえる。社友は、社費を納めたからと言って、必ずしもそれに見合う頁数の掲載がなされるわけではない。しかし「風景」を支えるために、社費を滞納しないでほしい。それが「惨憺たる同志経営」が示す意味であると思われる。

しかしながら、そうした理想にすべての社友が賛同できるとは限らない。仮に賛同しているとしても、人情としてはやはり、社費を納め熱心に投稿をしているにも関わらず自分の作品が一向に載らないならば、不公平感とともに士気は下がるだろう。

大正三年八月の「同人雑誌」への変更は、掲載資格を限定した上で、社費を値上げしたことを意味したと思われる。岩井緑汀宛のはがき³に暮鳥は「こうしたハガキが去るものを去らしめ、来るものを来らしめて、ここに二十名近くの同人が出来ました」と記している。

しかし、「同人組織」は大正三年十月、すぐに「一般投稿」の募集へと再転換する。このことは、同人収入によつてもまた、『風景』を維持することが困難になったことを意味していると考えてよいだろう。その補填のために、『風景』の販売収入を見込んだと考えられる。ここでの「投稿」には、「社友」である条件がかけられていない。投稿に関して「社友」である必要がないのならば「社費」の増大は見込めない。しかし、一般投稿者の作品を掲載することによつて投稿者の投稿意欲が喚起されれば、それが『風景』購買意欲の上昇につながり、収入は上昇する。

理想の「詩歌集」を発行するために、それを支える投稿者との関係性をどう設定しているのか、それが『風景』をめぐる体制の変遷から読み取れることと言えよう。

4 詩を選^びいと、「選者」としての山村暮鳥

「雑誌」でなく、「美装」なる「詩歌集」をめざせばめざすほど、掲載可能な詩の量は必然的に減ることになる。暮鳥は『風景』第二号において、「ガラクタをやき払へ、そのあとに残るのは形はかへても値を換へぬ高貴な金属である」と述べる。この言は「百首の短歌

が二三首にのこり、十章の長詩が一つとなつても、諸君はうれしからうと思ふ」という言及に続くものである。即ち、掲載される詩は厳選され、選ばれ残ったもののみが掲載されると言つてよい。また、同人組織へと移行した以後の『風景』第五号においても、「同人の作物も厳選の極をつくす。百首の歌が一首、十章の詩が一篇、もしくは全く落選することもあるであらう」と述べている。同人の寄稿数は無制限だが、それがすべて掲載されるわけではないというのである。

だが、一方で、「選者」としての山村暮鳥は、「詩を評価すること」に対して極めて揺れ動いた存在でもあることに注意しなければならない。

暮鳥は明治四十三年に秋田魁新報内の文芸雑誌『ひびき』の選者を引き受けて以来、『秀才壇』『新評論』など多くの雑誌で選者をつとめている。しかし、引き受ける際に毎回のよう言及されるのは、「評」の可能性である。

評！そんな心が他人の創作に向つて持てるものではない、こればかりは誰一人の可能性にも属せぬものである——故に私はたゞ私の感想を暴露するに過ぎない、されば被選の作がそれがために好くもならねば、また悪くもならない筈である、と。¹²

「評」は不可能であり、私の「評」は「感想」である。そして、選ばれた作品は、「評」によつて好くなるのでも、悪くなるのでもない。そもそも、「批評といふ事に不同意であるのだが白日社の依頼で止むなく忙しい暇を割くのである」——暮鳥が「評」を引き受けるとき、必ずと言つていいほど表明する「評」への身ぶりは、このような形をとる。¹³

しかしながら、こうした立場に立つならば「添削」は不可能な行為となるはずだ。また、「優秀なるものを選抜掲載」することも、不可能になるはずである。

もちろん、こうした相反する事態に暮鳥は無自覚なわけではない。むしろ、「選ぶこと」に対して非常に自覚的であることは、暮鳥のいくつかの文章から見て取ることができる。

諸氏のあれらの作（掲載されなかった作のこと：引用者注）は、あれらの作として確に存在の理由を保持して居るのであります。唯、単に活字にならないまでの事。若し、幸いにして、玉を石にしなかつたら私の光栄でありますが、事実がその反対であつたら私の無智を笑つて許していただかねばなりません。

真の評価は其の作物であります。¹⁴

こうした、選者自身の評価基準が決して絶対的ではないことへの自覚は、この後、『聖三陵玻璃』という、暮鳥自身が様々な「評価」にさらされる詩集を刊行することと無関係ではあるまい。¹⁵

こうした「評価」に対する揺らぎを踏まえれば、次に引用する『LE PRISME』での社友

募集における「公平自由」という意味もその延長線上にとらえることができるはずだ。

何人と雖も寄稿するを得、作品本位の紙上に於ては、絶対に公平自由、些の情実なかるべし。¹⁶

「何人」も投稿でき、「作品本位の紙上」において、「絶対に公平自由」であること——そこにおける「公平自由」が何を指すのかはわからないが、この宣言は、暮鳥における「評」の可能性という問題意識と重ねて読むことができるはずだ。（現実的な雑誌運営がどのようなものであったにせよ）

以上見てきたように、山村暮鳥は、その主宰する雑誌において、「詩を選ぶこと」をめぐって、さまざまに揺れ動きながら運営を行っていたと考えることができるのである。その基底には、暮鳥における、「評」の可能性、及び「詩」をできるだけ良い環境で掲載したい、という問題意識がある。もちろん、「評」の可能性を忠実に実践すれば、何も選ぶことができず、資金、紙面という制約の中での雑誌作りはできない。「雑誌」であることを拒否し、「すべての意味に於て日本唯一の詩歌集」であることを標榜する『風景』は、そうした葛藤状況の中で、なおかつ継続的に刊行を維持できる体制を模索しつつ体制を変えていったと考えられるのだ。その意味で、『風景』は「詩を評価すること」の揺らぎを、それ自体に内包したものととして刊行されていたと言えるのである。

¹ 「消息(五)」『風景』第一巻第二号 大正三年六月

² 『詩歌』大正三年四月

³ このことは、後に行われる「同人組織」への組織改編において、「同人は寄稿無制限」と書かれていること(「消息(六)」『風景』第一巻三号 大正三年八月)、及び、大正二年十二月の「新詩研究社」の「通信教授」広告では、「普通社友」は会費六拾銭で「毎月長詩小曲各三篇以内」、「特別社友」は会費壹円で「毎月長詩小曲各五篇以内」と、添削作品の送付に制限がかけられていたことから言うことができる。

⁴ 「消息(六)」『風景』第一巻三号 大正三年八月

⁵ 七月一日 岩井緑汀宛ハガキ

⁶ 「消息(七)」『風景』第一巻第五号 大正三年十月

⁷ 「詩欄選評(五)」『秀才文壇』第十四卷第十二号 大正三年十二月

⁸ 「消息(十五)」『おとぎの世界』第二年第六号 大正九年六月

⁹ 前掲「詩欄選評(五)」

¹⁰ 前掲「消息(五)」

¹¹ 前掲、岩井緑汀宛ハガキ

¹² 「雑感より」『仙台日々新聞』明治四十三年九月十三日

¹³ こうした「評」の可能性への言及は、「東京より」(『秋田魁新報』明治四十三年十一月)をはじめ、「自問自答——選評の後——」(『秀才文壇』第十三卷第一号 大正二年一月)などに共通してみられる問題意識である。

¹⁴ 「自問自答——選評の後——」『秀才文壇』第十三卷第一号 大正二年一月

¹⁵ 評価する「選者」としての暮鳥と、評価される「詩人」としての暮鳥の関係の検討については別に論を立てたい

¹⁶ 「消息(九)」『LE PRISME』創刊号 大正五年四月

※引用はすべて『山村暮鳥全集 第四卷』(筑摩書房 平成二年四月)によった。